

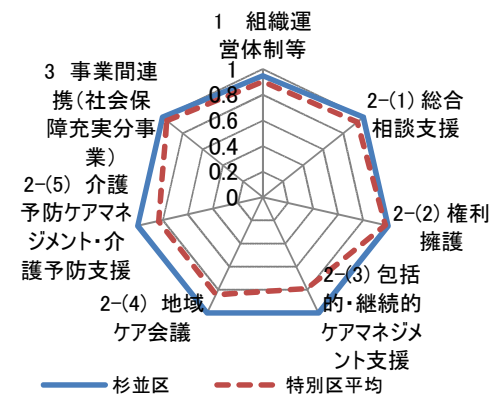
地域包括支援センター(ケア24)事業評価全国集計結果(令和5年度事業)について

杉並区地域包括支援センター(以下「ケア24」という。)の運営状況については、厚生労働省老健局通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」に基づき、平成30年度より全国統一の評価指標による評価を行っています。この評価は、各保険者が自己評価する59項目の市町村指標と、各ケア24が自己評価する55項目のセンター指標があり、うち48項目は対応関係のある項目として構成されています。

今年度は、令和5年6月に、令和4年度事業に対する区の「市町村指標(評価)」と各運営事業者による「センター指標(ケア24)」を行っており、その結果について令和6年2月に国が公表した全国集計結果を踏まえて分析評価を行ったので、その内容を報告します。

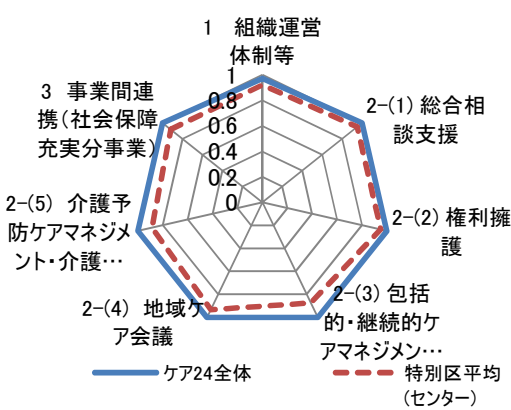
○市町村指標

杉並区と特別区平均の比較 (R5年度事業)



○センター指標 (ケア24)

ケア24と特別区平均の比較 (R5年度事業)



(1) 市町村指標(杉並区)

	評価項目	杉並区				特別区平均	都平均	国平均
		項目数	得点	令和5年度	令和4年度			
1	1 組織運営体制等	19	18	94.7%	100%	90.2%	81.2%	86.9%
2	2(1) 総合相談支援	6	6	100%	100%	94.2%	86.6%	87.5%
3	2(2) 権利擁護	4	4	100%	100%	97.8%	85.9%	91.1%
4	2(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	6	6	100%	100%	79.0%	67.7%	72.7%
5	2(4) 地域ケア会議	13	13	100%	100%	84.3%	71.6%	70.3%
6	2(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	6	6	100%	100%	83.3%	69.6%	72.7%
7	3 事業間連携(社会保障充実分事業)	5	5	100%	100%	95.7%	85.5%	86.9%

(2) センター指標(ケア24)

	評価項目	杉並区ケア24平均				特別区平均	都平均	国平均
		項目数	平均得点	令和5年度	令和4年度			
1	1 組織運営体制等	19	18.45	97.1%	97.4%	92.1%	90.3%	91.3%
2	2(1) 総合相談支援	6	6	100.0%	100%	95.2%	93.8%	93.4%
3	2(2) 権利擁護	5	5	100.0%	100%	95.2%	93.6%	92.8%
4	2(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	6	6	100.0%	100%	87.5%	86.2%	85.5%
5	2(4) 地域ケア会議	9	9	100.0%	100%	93.3%	90.8%	87.0%
6	2(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	5	100.0%	100%	88.8%	85.9%	83.9%
7	3 事業間連携(社会保障充実分事業)	5	5	100.0%	100%	91.9%	91.0%	90.2%

1. 集計結果からの分析等

● 杉並区の評価及びケア24の評価は、以下の①及び②に記載した「組織運営体制等」以外の項目は全て100%であり、いずれも全項目で特別区等の平均を上回っています。

①市町村指標(杉並区)は、令和4年度は「組織運営体制等」が100%でした。令和5年度は3職種(それぞれの職種の準ずる者を含まない)を配置したケア24が減ったことで、当該項目の得点基準が94.7%になりました。なお、「準ずる者」を含めれば、全てのケア24が100%となります。

②センター指標(ケア24)は、「組織運営体制等」について、3職種(それぞれの職種の準ずる者を含まない)の配置が9所であったため、平均得点率は97.1%でした。なお、①と同様に「準ずる者」を含めると100%です。

* 上記①・②について具体的には、令和4年度は保健師が9所(下井草・上荻・西荻・清水・阿佐谷・梅里・久我山・高井戸・堀ノ内)、主任ケアマネが1所(方南)で、それぞれ準ずる者(看護師・ケアマネジャー)の配置であり、これに加え、令和5年度は1所(松ノ木)が保健師に準ずるものの配置となったため、さらに得点率が下がったものです。

● なお、杉並区のように3職種に準ずる者を配置することについては、国通知「地域包括支援センターの設置運営について」(老計発第1018001号)において、「保健師に準ずる者」の配置(地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師)、「主任介護支援専門員に準ずる者」の配置(ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者)が認められているものであり、全国統一評価指標において「準ずる者は含まない」としていることは実態に応じて見直すべきものと考えております。

2. 今後の事業評価に向けて

● 国は、令和6年6月に新たな評価指標を公表しました。新指標は、区独自の評価指標(ケア24の委託事業に対するモニタリングを兼ねて区が実施する評価)と重複する内容も多いほか、複合的な課題への相談対応やカスタマーハラスメント体制などの新たな評価項目が追加されており、令和6年度事業評価から活用することとなります。

● これを受け、区としてはこれまで別々に行ってきた国の評価指標による事業評価と区独自の評価指標による評価を来年度から一本化して実施するため、双方の評価指標の統合を図ることとします。

● こうした事業評価等を通じて、引き続き当区の地域包括支援センターケア24の質の向上を図っていきます。